

## 1 香川県留置施設視察委員会について

- (1) 香川県留置施設視察委員会とは  
「香川県留置施設視察委員会」(以下「委員会」という。)は、警察部外の委員からなる第三者機関として、警察の留置施設運営の透明性を確保するために「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、平成 19 年 6 月 1 日に香川県警察本部に設置されました。
- (2) 委員会の組織
- 委員会は、香川県公安委員会が任命する 4 人の委員(法曹、医療関係者等)で構成されています。
  - 委員の任期は 1 年で、再任が認められています。
  - 委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。
- (3) 委員会の任務・権限等  
委員会は、留置施設の運営状況を把握するため、県下 12 の留置施設を視察し、その運営に関して留置業務管理者(警察署長)に意見を述べます。また、委員会は、留置業務管理者から
- ・ 留置施設の運営状況について、定期的に又は必要によりその情報の提供を受ける
  - ・ 視察時に被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

## 2 香川県留置施設視察委員会の活動状況

(平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日)

県下 12 施設中 5 施設に対して委員の視察を受けました。この際に被留置者 2 人との面接が行われました。

その結果、留置業務管理者に対して以下の意見が出され、これに対する措置を講じました。

- **【意見 1】**  
運動場の足元にコンクリートの角ばった部分があり、転倒時に危険であるので、対策を講じてはどうか。(1 施設)  
**【措置状況】**  
平成 29 年 8 月、角をコンクリートで円形に覆い、安全措置を講じました。
- **【意見 2】**  
過酷な勤務をしている留置担当官の話を聞く機会を設けてはどうか。(1 施設)  
**【措置状況】**  
平成 29 年 12 月及び平成 30 年 5 月、委員と留置担当官との意見交換を

行いました。委員からは、「プレッシャーのかかる大変な仕事だと思います。健康には十分気を付け、家族サービスもしてあげてください。」などのお言葉を頂き、留置担当官の士気高揚につながりました。今後の視察においても同様の意見交換を行っていきます。

○【意見3】

留置室の扉の塗装が剥げているので、塗りなおしてはどうか。(1施設)

【措置状況】

平成29年11月、塗装を行いました。

○【意見4】

看守の休憩室が狭いので、改善したらどうか。また、休憩室のベッドの畳が傷んでいるので交換したらどうか。(1施設)

【措置状況】

建物の構造上、休憩室を広げることはできないため、庁舎の建替え時に検討することとし、畳については、平成29年11月に交換を行いました。